

資料－1

平成29年11月29日
本四備讃線耐震補強事業再評価委員会決定
改正 令和4年12月12日（イ）

本四備讃線耐震補強事業再評価委員会規則

（目的）

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき本四備讃線耐震補強事業の再評価を実施するに当たり、第三者の意見を求める諮問機関として設置する「本四備讃線耐震補強事業再評価委員会」（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

（審議事項及び役割）

第2条 委員会は、再評価の実施手続きを監視し、再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行う。

（委員及び組織）

第3条 委員会は、公正中立の立場で客観的に審議を行うことができる学識経験者等による委員6人で構成する。（イ）

- 2 委員の任期は委嘱承諾の日から令和5年3月末迄とする。（イ）
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の開催が困難な場合、事務局が各委員に説明をし、聴取した意見を全委員に報告した上で、全委員が合意を示した事項について、委員会を開催して決定したものとみなすことができる。

（委員会の公開）

第5条 委員会は、非公開とする。

- 2 委員会の議事概要及び配付資料は公開とする。ただし、公開することが適切でないと見込まれる場合は、委員長が委員会に諮って定めるところにより非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び四国旅客鉄道株式会社が共同で実施する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成29年11月29日から施行する。

附則（イ）

この規則は、令和4年12月12日から施行する。